

# 藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1098号

2021年（令和3年）11月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会长 畠山 開之

防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）10月21日付けで諮詢（第1098号）された防犯意識の普及啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

## (1) 諮問に至った経緯

市では、藤沢市市政運営の総合指針2024の重点施策において、防犯・交通安全対策の充実を掲げ、その具体的な内容として、地域、駅前、商店街等への防犯カメラの増設を推進することとしており、藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴き、平成29年度から防犯カメラを設置し、運用している。

現在リニューアル工事中で令和3年度内に完了予定となっている藤沢駅東西地下通路については、通行人が非常に多く、市の防犯カメラ設置計画に合致する場所であることから、防犯カメラの設置を検討している。市が防犯カメラを設置し、運用するに当たり、条例第10条第4項及び第5項並びに第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 設置場所の選定方法

設置場所の選定に当たっては、次の基準及び意見に基づき選定した。

### ア 設置場所の選定基準

市では、防犯カメラ設置に当たり、設置場所に対する統一的な考え方を定め、その範囲で設置場所を選定することとし、2019年（平成31年）4月に藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針を制定している。今回設置する場所の選定に当たっては、同指針の基準に基づき、次の(ア)から(カ)までの考えに基づき選定した。

- (ア) 市内外の移動における交通の要衝であること。
- (イ) 乗降客数が多い駅であること。
- (ウ) 周辺地区における犯罪認知件数が多い場所に立地していること。
- (エ) 多くの通行人の目に付きやすいよう、通行人の往来が集中する場所であること。
- (オ) 設置するコストや通行人のプライバシーに配慮し、必要最小限の台数で設置効果が期待できる場所であること。
- (カ) 設置時の固定器具の取付けや電源確保の観点から、市が管理する場所であること。

### イ 設置場所の選定に向けた外部からの意見

神奈川県警察から委嘱された防犯対策に識見のある防犯コンシェルジュから、人通りの多い場所で目に付きやすいように設置することが望ましい、と意見を得ている。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止並びに良好な環境の維持及び形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラに撮影、記録された画像データ

(4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

ア 本人通知を省略する理由

防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるため、本人通知を省略するものである。

イ 本人通知の代替策

防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）による画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要となる。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

防犯カメラに撮影、記録された画像データ

(6) 設置を予定する防犯カメラの概要

ア 設置場所及び台数

藤沢駅東西地下通路に2台

イ 取付け方法

地下通路天井のコンクリート製の梁に防犯カメラをアンカーボルトと金具で固定する。

ウ システム構成及び性能

レコーダー一体型防犯カメラ（無線LANによるデータダウンロード機

能付き）とし、次の性能、運用上の制約を設ける。

(ア) 撮影した画像は、防犯カメラ本体のレコーダーに記録し、その場で保管する。保存能力は、藤沢市街頭防犯カメラ運用基準（以下「運用基準」という。）に基づき、14日間保存でき、保存期間経過後は自動的に消去できるものとする。

(イ) 画像の閲覧及びダウンロードは、市が購入したパソコンで行う。当該パソコンは、これらの防犯カメラの画像処理等の目的のみに使用しているものであり、不正アクセス防止のため、防犯交通安全課執務室のキャビネットに収納し、施錠する。

#### (7) 安全対策及び日常の管理体制

安全性に配慮した対策として、市が街頭に防犯カメラを設置するに当たり制定した運用基準に沿って運用し、次の対策を講じる。

##### ア 取付け時の安全対策

地震による落下防止及び盗難防止のため、強固な金具で固定する。また、本体を分解し、個人情報を保存した記録媒体が盗まれることがないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠することができる機種とする。

##### イ 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作することができる職員を限定することのほか、データの持ち出しをすることができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底する等適切な管理に努める。また、藤沢市情報システム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

(ア) 不正アクセスや不必要的閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や遠隔地への画像データの転送を行わないこと。

(イ) 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。

(ウ) 録画データは、暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出したとしても、読み取ることができない機能を有すること。

##### ウ 無線LANのセキュリティ

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。なお、これらの機能は、総務省が推奨する無線LANの安全対策に含まれるものである。

- (ア) データ通信時の暗号化は、安全性の高い方法を用いていること。
- (イ) S S I Dを隠蔽することによるステルス機能を有すること。
- (ウ) M A Cアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定すること。
- (エ) アクセス用のパスワードや無線L A Nの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更する等の対策を講じること。

(8) 実施時期（予定）

2 0 2 2 年（令和4年）3月

(9) 添付資料

- ア 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針
- イ 街頭防犯カメラ設置場所及び撮影イメージ
- ウ 防犯カメラ参考機種
- エ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準
- オ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性について、次のように述べている。

防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止並びに良好な環境の維持及び形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のように述べている。

防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定す

ることが困難であるため、本人通知を省略するものである。なお、防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置管理者を表示する。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的な理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

撮影した画像のデジタル録画のため、一定の保存期間が経過したデータの自動削除及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のため、コンピュータによる処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

(ア) 取付け時の安全対策

地震による落下防止及び盗難防止のため、強固な金具で固定する。また、本体を分解し、個人情報を保存した記録媒体が盗まれることがないよう、記録媒体の取付け箇所を施錠することができる機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ及び画像データをダウンロードした機器について、操作することができる職員を限定することのほか、データの持ち出しをすることができないよう、保管場所を施錠し、記録媒体利用管理簿の運用を徹底する等適切な管理に努める。また、藤沢市情報システム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針の規定を遵守し、次のセキュリティ仕様を機器購入の条件に加える。

- a 不正アクセスや不必要的閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、遠隔地への画像データの転送を行わないこと。
- b 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。
- c 録画データは、暗号化又はパスワードをかけ保存する仕様とし、記録媒体を持ち出したとしても、読み取ることができない機能を有すること。

(ウ) 無線LANのセキュリティ

無線LANについては、次の機能を有するものに限定することで不正アクセスの防止を図る。なお、これらの機能は、総務省が推奨する無線LANの安全対策に含まれるものである。

- a データ通信時の暗号化は、安全性の高い方法を用いていること。
- b SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有すること。
- c MACアドレスのフィルタリング機能により、防犯カメラへのアクセスを特定の機器に限定すること。
- d アクセス用のパスワードや無線LANの暗号化を解除するセキュリティキーを定期的に変更する等の対策を講じること。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上